

鎌倉市農業委員会 平成 30 年度 第 8 回総会 議事録	
日 時	平成 30 年 11 月 28 日 (水) 15 時 30 分開会 16 時 00 分閉会
場 所	鎌倉市役所 4 階 402 会議室
出席委員	1 番 柏木博明、2 番 石原秀雄、3 番 安齊清一、4 番 郷原均、 5 番 平井保男、6 番 岡崎和彦、7 番 浜野清一、8 番 飯田正実、 9 番 小泉勝利、10 番 和田雅裕、11 番 小川壽一、12 番 若林安雄、 13 番 石澤一英 以上 13 名
事務局出席者	茂木事務局長・岸名局長補佐・名塚職員
欠席委員	番 委員、 番 委員、 番 委員
議長 (安齊会長)	それでは、定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	議長 番 委員、 番 委員、 番 委員から 所用のため、欠席する旨の出がありましたので報告します。
議長 (安齊会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、1 番柏木委員、2 番石原委員にお願いします。 現況証明委員は、12 番若林委員、13 番石澤委員にお願いします。
議長 (安齊会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいております ので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長、本日、午後 3 時 10 分から運営委員会を開催し、11 月総会議事日 程につき審議しましたところ、次のように決定しましたのでご報告い たします。 日程第 1、報告第 22 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地 転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5 件。 日程第 2、報告第 23 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地 転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件。 日程第 3、報告第 24 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状 況の確認について。 日程第 4、議案第 39 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 について。 日程第 5、その他、諸般の報告について。 以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	ありがとうございました。 それでは、日程第 1、報告第 22 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第 1、報告第 22 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定によ る農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、5 件、着席し て報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 整理番号 1、[]、畑、99 平方メートルを、[] []、[] が、専用住宅用地として、平成 30 年 10 月 18 日転 用のため、平成 30 年 10 月 17 日に専決処分いたしました。 整理番号 2、[]、畑、6.65 平方メートルを、[] []、[] が、共同住宅用地として、平成 30 年 10 月 29 日転用のため、平成 30 年 10 月 26 日に専決処分 いたしました。 整理番号 3、[]、田、262 平方メートルを、[] []、[] が、駐車場用地として、平 成 30 年 11 月 10 日転用のため、平成 30 年 10 月 26 日に専決処分いたしまし

	た。 整理番号 4、[REDACTED]、田、42平方メートルを、[REDACTED]、[REDACTED]が、資材置場用地として、平成30年11月1日転用のため、平成30年10月29日に専決処分いたしました。 整理番号 5、[REDACTED]、田、246平方メートルを、[REDACTED]、[REDACTED]が、専用住宅用地として、平成31年4月1日転用のため、平成30年10月29日に専決処分いたしました。以上5件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。整理番号 4 番は、地図を見る限り市街化区域でよいか。
事務局 (岸名補佐)	議長。市街化区域になります。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。用途に資材置場はあるのか。駐車場とか専用住宅用地とか共同住宅が多いが、今回資材置場と限定的になっているが、理由は。
事務局 (岸名補佐)	議長。提出者から相談があり、駐車をするには狭い、物を置くという主張がありました。現地を見ても住宅の脇にある幅が狭い土地で物を置くということで、資材置場用地として提出されました。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。これで農地では無くなると理解してよいか。
事務局 (岸名補佐)	議長。転用の登記を入れた際に地目は雑種地になると思われます。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。宅地でも雑種地でよいのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。登記地目が20数種類有り、宅地であれば宅地、温泉が湧いていけば鉱泉地というように決まっているもの、意外のものは雑種地という規定があり、どれにも当てはまらないものは、雑種地という地目になると思われます。
議長 (安齊会長)	よろしいですか、他にご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	日程第2、報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第2、報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、1件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号 1、[REDACTED]、田、6.66平方メートル外1筆、合計2筆、76.66平方メートルを、[REDACTED]から、[REDACTED]に所有権移転し、駐車場用地として、平成30年11月1日転用のため、平成30年10月24日に専決処分いたしました。賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
10 番 (和田委員)	議長、10 番。この土地は建物が建っていると思うが、駐車場にかかっていないか。
事務局	議長。現在現地には建物が無いことを事務局職員が確認しております。

(岸名補佐)	す。
10 番 (和田委員)	議長、10 番。建物を壊したのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。そのようになります。
11 番 (小川委員)	議長、11 番。県道沿い側の建物が無くなった土地は、現在、 の 駐車場なのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。空き地にはなっていますが、何に使用するか元の地目が農地外 の地目なので、一体かどうかは不明ですが、一体で使用されると想定し ています。
11 番 (小川委員)	議長、11 番。申請の土地は駐車場として車が入れる状態ですか。
事務局 (岸名補佐)	議長。申請の土地は農地の転用を行うもので、道路から入れると想定 していますが、空き地部分が農地外の地目なので、何に使うという申請 がないので、明確な回答が行えません。
5 番 (平井委員)	議長、5 番。空き地部分は道路になる
事務局 (岸名補佐)	議長。県道拡張の予定があると聞いています。どこまで拡張されるか という図面は、今持ち合わせていません。確認します。
議長 (安齊会長)	よろしいですか、他にご質問が無いようですので、次に移らせていた だきます。
議長 (安齊会長)	日程第 3、報告第 24 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状 況の確認について、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第 3、報告第 24 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の 利用状況の確認についてご報告します。お手元の資料をご覧ください。 平成 30 年 10 月 25 日に開催された 10 月総会にて上程させていただ いた議案第 38 号において、4 番郷原委員からご発言のありました「相 続税の納税猶予にあたり該当地に生産緑地が含まれる場合、納税猶予は 20 年で免除にならず、終身営農になるのではないか」との件について、 鎌倉税務署に問い合わせたところ、郷原委員ご指摘のとおり、税務署の 取り扱いの間違いであり、「終身営農である」との回答を得ました。こ れにより、10 月の議案第 38 号については、単に「農地の現況証明」と して税務署に回答いたしました。 議案第 36 号、議案第 37 号については、表題のとおり「相続税の納税猶 予に係る特例農地等の利用状況の確認」として税務署に回答いたしま した。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	次に、日程第 4、議案第 39 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許 可申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第 4、議案第 39 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可 申請について、ご説明いたします。お手元の議案及び参考資料をご覧 ください。 農地法第 5 条第 1 項の許可申請とは、農地を農地以外に転用する目 的で、所有権移転、賃借権等の権利設定を行う場合には、神奈川県知 事の許可が必要となるという規定です。

	本案件は、鎌倉市関谷の市街化調整区域の農地を、売買により隣地の敷地の拡張を行い通路用地に転用するというものです。 神奈川県知事の許可を得るには、農地転用許可基準に適合することが必要となります。 この許可基準は「立地基準」「一般基準」「個別基準」「他法令との調整」の4本建てになっています。 まず、「立地基準」ですが、農地を5つに区分するもので、農業振興地域内の農用地、甲種農地、第一種農地の3つは原則として許可されません。第二種農地は、例外的に許可される場合があります。第三種農地は、原則として許可されます。 当案件について、県と協議したところ、申請地は北側の横浜市水道局小雀浄水場との連担性が認められることから「第3種農地」に該当すると判断されたため、原則許可となる案件となります。 次に、「一般基準」についてご説明します。 一般基準は、農地転用計画の確実性、周辺農地への影響等を確認するもので、農地転用計画の確実性については、自己資金で賄うことを残高証明書で確認しました。周辺農地への影響等については、当該地は東側の農地に隣接していますが、農地より2メートルほど下に位置しており、影響は無いと判断されます。 次に「個別基準」についてご説明します。 個別基準は、敷地拡張に関する要件に適合するかを判断するもので、提出された「敷地拡張に係る理由書」により、従来の敷地の状況等から判断して、通路用地として敷地拡張の必要性があることを確認しました。 最後に「他法令との調整」ですが、通路用地として敷地拡張を行うものであるため調整は不要となります。 なお、この用地を建築敷地として含む建築を計画する際には、都市計画法の開発許可が必要となります。 今後の流れといたしましては、県知事の許可後、神奈川県から当農業委員会へ許可証が送付され、当農業委員会から許可証を交付することとなります。以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第39号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第39号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第5、その他、諸般の報告について、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長、日程第5、その他、諸般の報告について、4件、着席して報告させていただきます。

	諸般の報告 1、遊休農地解消対策実践活動について、説明させていただきます。9月18日に雑草の伐採作業を行っていただきました、手広の遊休農地について、12月11日(火)に再度の伐採及び撤去作業を行わせていただきます。時間は、午後1時30分から午後4時頃までを予定しております。作業ですが、当日、ご都合の悪い方は挙手をお願いします。現地は雑草、雑木が残っているため、チェーンソー、草刈り機をお持ちの方の協力をお願いいたします。機材を使用するにあたり危険のないよう、ゴーグル等をお持ちいただきますようお願いいたします。 駐車は、別添地図の水色塗りの通路をお願いいたします。 また、当日はこの圃場にて活動を行っておりますアクプランタ株式会社も除草活動に参加いたします。 予備日は、12月12日(水)です。雨天の場合、11日(火)の午前中にご連絡いたします。よろしくお願いいたします。
議長 (安齊会長)	任意の団体から遊休農地解消対策実践活動に携わりたいという話がある。可能か。
事務局 (岸名補佐)	議長。現在も遊休農地解消対策協議会とシルバー人材センター、三菱電機株式会社、アクプランタ株式会社と協定を結んで活動を行っています。
議長 (安齊会長)	明治大学の鎌倉駿台会の有志が農地に携わりたいという意向があり、相談を受けたので、農業委員会に確認するということにしていた。 伐採、草刈りだけでなく、その後の耕作をしたいという意向であった。
事務局 (岸名補佐)	議長。伐採を終え、農地に復元する途中の芋の栽培のように、正式に貸し借りに繋げるまでの間に耕作する可能と思います。最終目的は農地を農家に使っていただくものなので、それまでの間、協定を結んだ中で耕作することは可能です。
議長 (安齊会長)	代表者が相談に行くので、説明をして欲しい。
事務局 (名塚職員)	諸般の報告 2、平成 30 年度神奈川県農業会議農政活動協力金の募金集めについてご報告させていただきます。資料の配布はございません。 委員の方々には、お忙しい中、各地域での集金にご協力をいただきましてありがとうございます。今年度は、合計 236 件 141,600 円を集めることができました。こちらは前年度より 10 件 6,000 円減少しています。この農政活動協力金については、11 月 22 日に連合会に持参いたしました。ご協力いただいた委員の皆様、ありがとうございます。 次に、諸般の報告 3、第 2 回湘南地区農業員会連合会農業委員合同研修会について、ご報告させていただきます。 日時は 12 月 7 日(金)、時間は 15 時 00 分から 17 時までとなっております。場所は藤沢商工会館ミナパーク 6 階多目的ホール 1 です。また、研修会終了後、6 階多目的ホール 3 にて懇親会が予定されています。時間は 17 時 15 分～19 時で、会費は 2,000 円です。 本研修は、原則全員参加となりますが、都合により当日欠席される方のみ、挙手をお願いしたいと思います。次に、研修会に参加される方で、懇親会を欠席される方のみ、挙手をお願いしたいと思います。 ありがとうございます。それでは、当日よろしくお願いいたします。 最後に、12 月総会の日程について、ご報告させていただきます。次回は 12 月 26 日(水) 15 時 30 分から、運営委員会は 15 時 10 分から、402 会議室で開催します。年末のご多忙の中での開催ですが、よろしくお願いいたします。

	いたします。諸般の報告は、以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして平成 30 年度 第 8 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長	安 齊 清 一
議事録署名委員 1 番	柏 本 博 明
議事録署名委員 2 番	石 原 香 雄